

議案第12号

つくばみらい市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

つくばみらい市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年つくばみらい市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第10条の見出し中「条件」を「要件」に改める。

第11条第1項及び第14条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第17条第6号中「乳児、幼児の区分ごとの」を削り、同条第7号中「、」を「及び」に、「及び」を「その他の」に改める。

第19条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第21条第3項中「係る利用定員」の次に「（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）」を加える。

第27条後段を削る。

第28条中「及びその」の次に「乳児等通園支援事業所の」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月25日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩 

提案理由

本条例の基準となっている「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものです。